

令和7年度 副業・兼業人材活用促進事業費補助金

貴社の経営課題解決のため、
新たな人材活用スタイルを取り入れてみませんか？

令和8年1月末日まで随時募集（予算が無くなり次第、終了します）

事業概要

県内企業が、製品開発や生産性向上等のため、県外在住の副業・兼業人材を受け入れる場合に、企業が負担する経費の一部を補助します。

秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点が人材紹介会社に取り次ぎした場合に限ります。

補助対象者

秋田県内に事務所・事業所を有する中小企業（みなし大企業を除く）

医療・福祉、金融など対象外あり

補助対象経費

- ・人材紹介手数料
- ・副業・兼業人材が事業所等を訪れて業務に従事する場合の旅費（交通費、宿泊費）

交通費の実費が1万円未満の場合、旅費全体が対象外

補助対象期間

副業・兼業人材との雇用契約締結日から、業務期間終了日または令和8年2月末日のいずれか早い日まで

補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内

通常枠：最大 **15万円補助** DX人材枠：最大 **30万円補助**

新規利用枠（R7新設） 5か月を超える雇用契約は補助対象外

秋田県プロフェッショナル人材拠点の取り次ぎにより、初めて副業・兼業人材と成約する場合 <補助対象経費> 人材紹介手数料、旅費に加え 報酬も

補助率 **10分の8以内** 最大 **50万円補助**

お問い合わせ・申請書提出先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部 地域産業振興課 ものづくり戦略チーム

TEL：018-860-2241

E-mail：induprom@pref.akita.lg.jp

副業・兼業人材との業務委託の契約締結日より前に補助金の交付申請をしていただく必要がありますので、契約前に必ず電話等で事前連絡をお願いします。

申請方法等

申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※副業・兼業人材と契約締結をする前に申請書を提出いただく必要があります。

お早めの相談・書類の準備をお願いします。

○実施要領及び申請様式等

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています。

トップページ＞部署別＞産業労働部＞地域産業振興課＞地域産業振興課からのお知らせ
＞令和6年度副業・兼業人材活用促進事業費補助金の募集について

(URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/71337>)



○提出先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

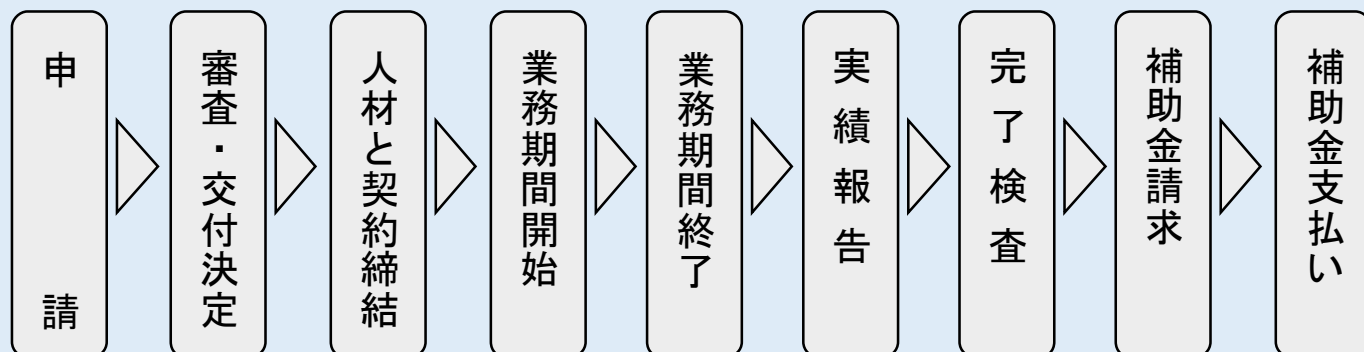
秋田県産業労働部 地域産業振興課

ものづくり戦略チーム

TEL : 018-860-2241

E-mail : induprom@pref.akita.lg.jp

手続き



秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点

プロフェッショナル人材の活用による「攻めの経営」に挑む県内企業を支援するため、県が設置している機関です。人材紹介事業者等と連携して、企業が必要とする人材の獲得を支援します。補助対象となる副業・兼業人材は、本拠点を通じて人材紹介事業者等から紹介を受けた方となります。お気軽にご相談ください。

プロフェッショナル人材とは...

新たな製品・サービスの開発や生産性の向上、国内外の販路開拓など、企業の成長に資する業務経験を有し、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材

(所在地)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 公益財団法人あきた企業活性化センター内

(連絡先)

TEL : 018-860-5624

E-Mail : projinzai@bic-akita.or.jp